埼玉県神社庁報

奉　祝
天皇陛下御即位三十年

第２２６号
発行　埼玉県神社庁
さいたま市大宮区高鼻町1-447-1
電話048(643)3542
編集　庁報室
印刷　㈱アサヒコミュニケーションズ

目　次

「国家の宗祀」に想ふこと……2
初任神職研修……5
平成三十年度教化研修会報告……6
平成三十年度祭祀舞研修会……8
神社庁参事退任挨拶……8
神社庁事務局長に就任して……8
畏友誄讃　河野雪雄大人命を偲ぶ……9
庁務日誌抄……10
新年互礼会開催のお知らせ……10
奉仕体験「神主さんを学ぼう！」報告……11

奉仕体験「神主さんを学ぼう！」　８月10日　於　神社庁・武蔵一宮氷川神社

「国家の宗祀」に想ふこと

阪本是丸

はじめに

この夏、埼玉県神社庁報編集室から、「戦前の国家の宗祀としてのあり方から、戦後七十三年を経て現代の「国家の宗祀」について先生のお考えをお書きいただきたく、埼玉県神社庁報第二百号記念号の「国家の宗祀」ついて触れていただいたことについて、改めてお書きいただければ幸甚です」との洵に丁重なる執筆依頼があつた。

二つ返事で軽々に引き受けた訳ではないが、案の定、六年前の「庁報」二百号記念号に寄せた「河野省三先生と『埼玉県神社庁報』の精神」執筆当時のやうには筆が進まない。もはや「国家の宗祀」などといふ語句はとうに死語と化してしまつてゐるのが現実ではないのか。歴史的用語としての研究対象ならばともかく、今更の如く「国家の宗祀」について語ることに何の意味があるのだらうか。

さうした想ひが愈々深まり、悶々とするしかない状況のまま夏が過ぎ、秋となつた。せめて季節だけでも穏やかに移ろつてくれてゐるならばまだしも、天然自然も人為も気が滅入ることばかり。だが、そこは「雨ニモマケズ」の精神で勇気を奮ひ起こして書くしかない。かう観念して、千々に乱れた小生の現段階での「国家の宗祀」への想ひを、大雑把に記すことにした。

一、「国家の宗祀」布告の趣旨

今から百四十七年前の明治四年五月十四日（旧暦）、時の太政官政府は近代の神社制度の根幹をなす布告を出した。

神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非ラサルハ勿論ノ事ニ候処中古以来大道ノ陵夷ニ随ヒ神官社家ノ輩中ニハ神世相伝ノ向モ有之候ヘ共多クハ一時補任ノ社職其儘沿襲致シ或ハ領家地頭世変ニ因リ終ニ一社ノ執務致シ居リ其余村邑小祠ノ社家等ニ至ル迄総テ世襲ト相成社入ヲ以テ家禄ト為シ一己ノ私有ト相心得候儀天下一般ノ積習ニテ神官ハ自然士民ノ別種ト相成祭政一致ノ御政体ニ相悖リ其弊害不勘候ニ付今般御改正被為在伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神社社家ニ至ル迄精撰補任可致旨被　仰出候事

といふものである。また、この布告と同時に「官社以下定額及神官職員規則等」として、近代の社格制度や神官（神職）の任用制度等に関する基本となつた布告も同時に出された。この二つの布告は、明治維新以降の神祇行政の展開過程において密接不離のものとして発せられたものであるが、後者はあくまでも明治初期の時代的制約を帯びての「国家」制度上の布告であることに留意すべきであらう。

これに対して前者は、①神社は国家・公共のものであつて、「神官社家」の私有物ではないこと、②神社の「社入」は「一己の私有」ではないこと、この当然といへば当然のことを再確認することが布告の趣旨・眼目である。即ち、本来ならば世襲の神官・社家であらうとなからうと、およそ神社に奉仕する者にとつては遵守すべき自明な事柄を改めて宣言した布告にすぎない。ただ、それだけのことである。

だが、現実的には、神社に奉仕する「一人一家」が「終ニ一社ノ執務致シ居リ其余村邑小祠ノ社家等ニ至ル迄総テ世襲ト相成社入ヲ以テ家禄ト為シ一己ノ私有ト相心得候儀天下一般ノ積習」となつてしまつてゐる。この長年にわたる慣習的社家世襲制度を打破しなければ、明治維新の理念・精神の具現化としての「祭政一致の御政体」を大きく損なふことになる。これが神社が「国家の宗祀」であることを宣言した布告の趣旨であり、明治維新政府、とりわけ神祇行政に取り組んだ神祇官当局の認識であつた。

二、「国家の宗祀」と或る神主の嘆き

「国家の宗祀」としての神社が非宗教的側面とともに宗教的側面を併せ有したものであるべきとの精神・信念は、後述する河野省三先生や葦津珍彦先生のみならず、戦前の「国家神道」時代においても少なからぬ神道人・神社人が抱いてゐたことは厳たる歴史的事実で

ある。身内を引くのは聊か憚られるが、小生の父・阪本健一もその一人であつた。

明治維新から七十五年も経つた昭和十八年十二月、別格官幣社山内神社の宮司であつた阪本健一は次のやうに述べた。

明治十五年神官教導職の分離以後、成る程神社は基督教や仏教の攻撃非難から免かれた様である。而もその結果は神社は国家の宗祀といふ美名の下に、所謂神祇官流の神道をその根拠とし、国民道徳的色彩を強めて、単なる道義的な対象と化してしまつた。（中略）蓋うに明治四年神宮以下神社の改革以来幾分の消長はあつたとしても、神社が国家の宗祀としての祭祀又は種々の制度の方面に於いて、未だ嘗てみざる体裁を具へて来た事は、真によろこばしいことであるが、その内容の方面に於いて深き反省が加へられず、今日まで及んでゐることは遺憾である。これ等に就いては、一々ここに述べるまでもあるまい。惟神の大道が次第に宣教と教導との部面を消失し、祭祀が形式的方面にのみ退避し、進んで国民道徳といふ名称に置きかへられ、又それが単に儒仏と矛盾しない祭天の古俗であつたり、神社が記念碑的存在である限りは、国体の真姿は顕現されない。（後略）（「明治神道史」、宮地直一編『神道講座　神道史』所収、四海書房、昭和十八年）

村上重良氏のいふ「国家神道の絶頂期」においてすら、代々の土着世襲神主家に生まれた阪本は、「神社は国家の宗祀といふ美名の下に、所謂神祇官流の神道をその根拠とし、国民道徳的色彩を強めて、単なる道義的な対象と化してしまつた」と言ひ切り、「神社が国家の宗祀としての祭祀又は種々の制度の方面に於いて、未だ嘗てみざる体裁を具へて来た事は、真によろこばしいことであるが、その内容の方面に於いて深き反省が加へられず、今日まで及んでゐることは遺憾である」と嘆いてゐる。阪本に「国家の宗祀」たる神社の諸制度についての内実に深い反省がないまま当時まで至つた、と認識させ、嘆かせた背景・要因は奈辺にあり、さう思ふ所以の根拠は何なのか。

三、多様な「国家の宗祀」観

そもそも廃藩置県以前の明治四年五月十四日付けの太政官布告で謳はれた「神社の儀は国家の宗祀」といふ文言にはいかなる意味が籠められ、どのやうに受け止められてゐたのか。そして更には、「国家神道」が消滅した戦後の神社、就中、今日の神社にあつて「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀」云々は単なる歴史的考察対象でしかない、謂はば死語と化してしまつたのかどうか。考へ思ふことは多々あるが、いづれにせよ、究極的には「国家と神社」との相関関係如何に帰する問題である。

布告にある「国家」といふ語が近世以来の領国や藩を指してゐるのか、あるいは「国家としての日本」を意味してゐるのか、俄かには断定できない。神祇官大祐の門脇重綾は明治三年八月の祭政一致の体制整備を求める建言で「方今国家ノ大難耶蘇一条ノ儀ニ有之」と記して「国家」といふ語を使用してゐるが、それは明らかに「日本国家」を意味してゐると解される。

しかし、布告は廃藩置県以前の段階で出されたものであり、「国家の宗祀」の「国家」に旧来の「お国」の意味合ひが全くないとは言ひ切れない。例へば、前記「官社以下定額及神官職制」布告には「国幣社長官ハ府藩県大少参事ノ兼任トス」と規定されてゐるやうに、当時の「府藩県」が旧来の「お国」と認識されてゐたことも事実である。また、「宗祀」の語義は「たつとびまつる」である。従つて「国家の宗祀」といふ語句だけを抽出して論ずるならば、神社は「国家」の意味をどう解釈しようと、国（中央政府）や府藩県等が公的に尊崇して祭祀する施設」といふことになる。

尤も、前述したやうに当該布告の真の目的・狙ひは「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有スヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候」との認識に基づいて、神社を「一己ノ私有ト相心得」てゐる状態を「変革」することにあつた。そして結果的には、その変革は全国一律に実施され、世襲社家は全廃された。故に、布告の目的は達成されたのであり、「国家ノ宗祀ニテ」は「世襲廃止」のための方便・修飾であり、その使命は限定的であつたと解しても別段異とするに足らないのである。だが、実際はそれだけで済まなかつた。「国家の宗祀」といふ語は「世襲制度」の否定といふ一制度だけでなく、神社の本質に係るあらゆる制度的精神的側面を論じるに際しての、謂はば「魔法の言葉」としての機能を有するやうになつ

たのである。

そのことを端的に示してゐるのが、内務省神社局長や内務次官を歴任した塚本清治が昭和十六年に述べた「終りに「国家の宗祀」といふ言葉は良い言葉ですね。矢張りさういふことを言つた維新当時の人は偉い。さういふ簡潔の文字で百世易らない文句が出来たと思ふですが、さういふ風に達観しなければ駄目ですな、大学等で法律を学んだ者は小さい所に入り込んでしまつて居るが、あゝいふ達観が必要ですな」といふ言である（『神社局時代を語る』神祇院教務局調査課、昭和十七年）。

かうした、いかにも内務官僚らしい発言はともかくとして、「国家の宗祀」をめぐつて真剣に考へようとした者もゐた。江見清風は『神社者国家之宗祀也』（聖訓奉仕会、大正四年）において、太政官布告と明治二十四年の「官国幣社神職奉務規則」及び大正二年の「官国幣社以下神職奉務規則」をそれぞれ比較し、「一は神社を以て、直ちに国家の宗祀なりとし、一は神社の祭典を以て、国家の宗祀と為せる相違あり」と解釈した。また、住田平彦は『国家宗祀の研究』（宇都久志美研究所、昭和十年）で「神社が国家の宗祀と為て取り扱はれてゐることは、何れの点に存するのか」と疑問を呈し、天皇が国家安泰のために祈願される対象であるから「国家の宗祀」とされるのか、「或は国民が国家の泰平を図つて下さつた御功績を忍んで崇敬を捧ぐる為に設けた機関なるが故に、国家の宗祀と為て見做すのであらうか、此等の点からが甚だ明瞭でない」と思ひ悩んだ。

他にも「国家の宗祀」をどう解釈し、定義するかについての議論は種々あるが、戦前の「国家の宗祀」についての簡にして要を得た定義として小生が評価するのは、内務省神社局の児玉九一の「神社の本義は、国家の宗祀たる点に存し、国家が之を崇敬祭祀し、人民亦、国家の一員として国家と共に信仰崇敬すべき性質を有する」との言であらう（『神社行政』、常盤書房、昭和九年）。無論、阪本健一にとつては、「国家の宗祀」の布告から七十年以上経つても「信仰崇敬すべき性質」が発揮されるやうな状況になつてゐないことを遺憾としたのであるが…。

四、「国家の宗祀」と現代―結びに代へて

翻つて、ふと思ふ。一応なりとも国家の制度として「国家の宗祀」たる神社が存在した戦前ですら、前記阪本が遺憾とした有様である。況や戦後においてをや。まして、神社をめぐる様々な事件・事象が頻発し、社会的にも政治的にも世間の耳目を引くご時勢である。ここまで書いて、またまた滅入つてしまつた。そんな状態に陥るたびに、あの河野省三先生の明るく清々しい神社・神道論、そして神道人としての情念を裡に秘めつつ「国家の宗祀」の在り方を説いた葦津珍彦先生の論を思ひ起こすことにしてゐる。葦津先生は今から三十五年も前の昭和五十八年の九月、事実上の神社界への遺言ともいふべき次のやうな悲痛な文章を認めた。

国の神祇制度上、神宮神社を法制的に「国の宗祀」として復古する希望が消えたとしても、神社の精神の本質が、「日本人の社会国家の基盤である」との信条を死守する線からの退却は、決して許されない。神社自ら、私人の一宗教の類と認めることは決して許されない。

葦津珍彦が抱き続けてゐた「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀」への想ひは、この言に尽きてゐると小生は勝手に思つてゐる。そして、その想ひは、「国家の宗祀」としての神社の精神の本質を戦後も実践された河野先生も同じであつたらう。先生の言を再度引用しておく。「今日の神社に、宗教法人法の法人として、其の正しい機能を発揮し得るやうにつとめると共に、日本に於ける、或は郷土々々に於ける神社の有する日本の歴史的文化、宗教的、道徳的、産業的な国民生活の各方面に亘る精神的、俗的意義の豊富な神社の思想的機能を発揮するところに、神職の重要な心構へがあり、つとめがある」、と。

いかに戦後の現代に生きる「世襲神主」や「一代神主」であつても、凡そ神職たる者、さう容易くは両先生の言を無意味などと一蹴はできないだらう。であるならば、「神社の儀は国家の宗祀」とアプリオリに宣言・規定する唯一の布告であることによつて、古代から近代までの神社に関するあらゆる時代的制約を超克し、戦前の「国家神道」体制下は無論のこと、「国家の宗祀」の語は、戦後の現代に至るまでの神社界の「精神的かつ制度的拠り所」として生き続けてゐるのではないか。このことを神社界が共有し、不断に再確認することの重要性、それには戦前も戦後もない筈である。

（國學院大學神道文化学部教授）

初任神職研修

平成三十年度の初任神職研修が、八月六日から八日まで神社庁を会場に開催されました。庁舎が新しくなったのを機に本年度は、神社庁を研修会場とし、近くの旅館に宿泊して行う事となりました。

残暑厳しい中、県内の初任神職十一名が受講しました。正式参拝の後、開講式を行い、その後、初日の講義が始まりました。十六名の講師により、「祭式」、「祝詞」、「本庁史」、「神道行法（鎮魂・禊）」、「神職奉務心得」、「神宮に関する講義」、「神社庁事務局」等の講義が行われました。

最終日、「神社実務」の講義を受けた後、閉講式を迎え、充実した三日間の研修を終えました。

さらに受講生は、八月三十一日に東松山市の箭弓稲荷神社（前原利雄宮司）で開催された祭式研修会も引き続いて受講し、本研修の全日程を終えることができました。

（神社庁事務局）

日数	1	2	3	4
月/日(曜)時	8/6（月）	8/7（火）	8/8（水）	
6:00				
		起床・洗面	起床・洗面	
7:00		神道行法	朝　拝	
8:00				
		朝　食	朝　食	
9:00	受　付			受　付
10:00	正式参拝 開講式	神職奉務心得 （大澤）	神職奉務心得 （岡本）	正式参拝・開講式
11:00	祭　式 （高梨・宮崎 小高・宮本）	神職奉務心得 （山中）	神職奉務心得 （高橋）	3班 衣紋 / 2班 祭式（行事） / 1班 祭式（行事）
12:00	昼　食	昼　食	昼　食	昼　食
1:00				
2:00	祭　式 （高梨・宮崎 小高・宮本）	本庁史 （新井）	神社実務 （武田）	3班 祭式（行事） / 2班 衣紋 / 1班 祭式（行事）
3:00	祝　詞 （中山講師）	本庁史 （新井）	神社実務 （武田）	3班 祭式（行事） / 2班 祭式（行事） / 1班 衣紋
4:00	本庁史 （武田）	神宮に関する講義 （馬場）	レポート 閉講式	閉講式
5:00				
6:00	夕　食	夕　食		
7:00	神社実務 （前原）	神宮に関する講義 （高橋）		
8:00	神道行法	夕　拝		
9:00	入浴・就寝	入浴・就寝		

平成三十年度教化研修会報告

恩田宏典

去る九月十一、十二日の両日、三峯神社を会場に教化研修会が六十二名の参加のもと開催された。今年度は共催として神道青年会が禊錬成コースを担当し、例年同会が行っている禊錬成研修会の参加者には本研修会にも参加して頂いた。

今期三年間は、活動方針である「現代の神社運営～二十年後の社会に向けて～」に沿い、神社後継者問題、神社経済・経営問題に取り組んできた。本年度は、研修主題を「二十年後の社会に向けて」、副題を「神職としての誇り、後世への思い」とし、神明奉仕への思いと、神職としての誇りや生きがいを再確認する研修会とした。

まず、第一講ではジャーナリストで浄土宗僧侶の鵜飼秀徳先生に、「失われる「ムラ」と「イエ」伝統宗教に未来はあるか」と題してご講演をいただいた。先生は新聞記者時代に、僧侶仲間から長野県山間部の過疎化状況を聞くことになる。これが、「お寺を通して地方の衰退を考える」という、その後の調査の契機となったことをお話になった。

一般的に「坊主丸儲け」などと揶揄されるため、裕福な寺院が多いように思われるが、それは都心の一部であって、実際には人口が減少し困窮した寺院が大半である。今回は寺院の話ではあるが神社に置き換えて考えていただければと話された。

寺院の基礎知識として、現在の日本の人口一億二千七百万人に対し、コンビニエンスストアが約五万五千在るが、寺院はそれよりも多い約七万寺在る。最多である愛知県は四千六百十一寺で、それに次ぐ大阪府は三千三百九十八寺である。最少は沖縄県で七十九寺、次いで宮崎県では三百五十寺となる。また、人口十万人あたりの寺院数は一位が滋賀県の二百二十七寺、二位が福井県の二百十三寺である。さらに、現在、一万五千寺が空き寺院であり、二十年後には、約二万七千寺が空き寺院になると予想されている。

この主な原因として、核家族化、少子高齢化、都市部への人口流出、農村解体、葬送の希薄化、死生観の変化、江戸時代の寺請制度の崩壊等が考えられるとして、長崎県宇久島、島根県石見地方、岩手県陸前高田の事例を紹介された。

それでは地方の寺院が空き寺になるとどうなるのか。鵜飼先生によれば、仏像の盗難や伽藍の崩壊により地域から文化資産が失われ、教育の機会も喪失する。さらに、宗教法人が乗っ取られてマネーロンダリングに利用される等の犯罪の増加や、関連産業の衰退が考えられるとした。

では、地方の寺院を再生する方法はあるのであろうか。鵜飼先生は、長野県千曲市にある臨済宗妙心寺派開眼寺の事例を紹介された。そこでは、企業退職者が僧侶の資格を取得し、住職として開眼寺を護持・運営したことにより、それまでになかった取り組み（寺院内での企業研修など）がなされ寺院活性化につながったとのことである。

最後に鵜飼先生は、北方領土のビザなし交流での経験を説明された。そこには日本人の墓を大切に管理しているロシア人女性の存在が示された。つまり、故郷や墓とは万国に共通する根元的なものであり、その延長線上に寺院や神社は存在しているのではないか。そして、現代の日本人においても祖先や故郷に対するに関心はまだまだ残されているのではないかと話された。

鵜飼秀徳先生

塩見直紀先生

次に、第二講では農半X研究所代表で総務省地域力創造アドバイザーの塩見直紀先生に、「神社という地域の中心からの新しい価値創造」と題して講演をいただいた。

先生は、ご自身の人生を振り返られ、「半農半X」というライフスタイルに至った経緯を説明された。そのなかで、職場における環境問題への取り組みなどから、当時の社会が「将来世代につけをまわしている」のではないかと思うようになり、その結果、「専業にはなれないけれども、農業的なものは必要」だと認識するようになったという。それと同時に、「自分の才能とはなにか」ということを自問していたため、二十代の最大の関心事は、環境問題と天職は何かという問題であったとのことである。

そして、二十五年前に「半農半X」という考えに至ってからは、「自分探し」が終わる。さらに、内村鑑三の「我々は何をこの世に遺して逝こうか、金か、事業か、思想か」という言葉に影響を受け、三十三歳のときに故郷である京都府綾部市にUターンしたとのことである。それ以来、「半農半X」を伝えるのがご自身の役目であるとされた。

塩見先生にとってのキーワードは、「持続可能性」「創造性」「ソーシャルデザイン（よりよい社会をデザイン）」であり、「半農半X」の特徴は「暮らしを丁寧に」し、「創造性の発揮」をしながら、「X（天職・使命・生き甲斐・生きる意味）」を全うすることにある。その結果、「持続可能でありながら、魅力を高め続ける」ことを目指していると述べられた。

先生の著書の台湾版副題に用いられた「順従自然、實踐天賦」に明らかなように、「半農半X」には「天賦」を認識する必要があり、その方法として「AtoZ」という手法を紹介された。ワークショップ形式で行われた「自分AtoZ」と「神社AtoZ」では、アルファベット二十六文字を使って、自分自身あるは奉仕神社を構成するキーワードを書いた。先生によれば、このことによりそれぞれを構成する要素を八、九割表現可能で、さらに「深掘り」することができるという。

その後、総務省の地域力創造アドバイザーとして行っている、新しいアイデアへのヒントをいくつかご紹介いただいた。例えば、「先人の知（リスペクト）と若い感性（インスパイア）」や、「OLD+OLD=NEW」といった「あるものの組み合わせで、ないものを作る」という発想である。先生は、「アイデアとは既存の要素の新しい組み合わせ以外の何ものでもない」として、地域資源が減らないように取り組み、ゆっくりでも育まれ、増えることが重要であるとした。

そして、感受性を大切にし、各個人のXをことばの力で「見える化」し、自分の「型」をつくっていく。その各個人の「型」の新しい組み合わせが、新しい価値創造につながるのではないか。言い換えれば、「一人一研究所」を建て、成果をみんなで共有することで、みんなのXを活かしたまちづくりができるのではないかとされた。

夕食後、恒例の班別討議を行った。今年は、近い将来日本にもやってくるであろうキャッシュレス社会に、神社が如何対応していくかを題材とし、「賛成・反対」ではなく、完全なキャッシュレス社会になった事を前提として話し合ってもらった。また、例年二日目に行っていた班別発表を止め、討議の中で自分の思い・意見をまとめ、担当の班員に提出する事とした。発表が無いと言うことで、無理に意見をまとめたり、発表原稿を作成したりする手間が要らない為、気持ちが軽くなったのか、より自由な発言が出ていたように思う。どの班でも多かった意見は、①初期投資の問題、②災害時等の停電や機械の破損時の問題、③信仰と物品販売（神札、お守り、お賽銭等）との問題等々が出たが、その時になれば概ね対応可能との意見が多かった。

研修会二日目は、今年度の研修目的である「二十年後の未来への手紙」作成を行った。

二十年間神社庁で保管、公表の際には手紙を受け取った方の了承を得ること、子供に宛てる目的では無い為、神社の解散、社家の変更があった場合は、受け継いだ神社へ送付すること等、取り扱いに関する説明をした。その後、約九十分間、会場は静寂に包まれ、二十年後を思い、ペンを走らせる音だけが聞こえてきた。終了後、楽しみと恥ずかしさとが半々であるとの声を頂いた。

最後に閉講式を行い、本研修会は無事に終了した。

（教化委員会研修部班長）

平成三十年度祭祀舞研修会

松岡　緑

祭祀舞研修会は、昨年度より朝日舞と豊栄舞を分け、講師には神社庁祭祀舞講師江森茂代先生・講師補大澤真弓先生にお願いし、六月十九日と八月三日に、神道婦人会主催で研修会を開催した。

六月十九日は、武蔵一宮氷川神社呉竹荘を会場に小林桂子会長以下十九名（内、男性三名）の参加を頂き、正式参拝・開講式の後に一日をかけて朝日舞の習得に励んだ。

八月三日には、寶登山神社を会場に十九名（内、男性一名）が参加し、秩父神社の可愛い中高生の舞姫が三人の他にも、一般参加もあり、正式参拝・開講式の後に、豊栄舞の研修に終日励み、中山宮司様のお計らいで研修の成果を大神様の前で奉納させて頂いた。

一つの舞に集中できることで、初心者は分かり易く、上級者はより一層理解を深められたと思う。

当会では、この研修会が、各お社での賑わいに繋がることを願い、継続していくつもりである。

（神道婦人会副会長）

神社庁参事退任挨拶

前参事　前原利雄

この度、図らずも箭弓稲荷神社宮司に転任することとなり、七月十五日付を以て参事を退任致しました。

平成十年三月、縁あって秩父神社から埼玉県神社庁に転任以来、二十年余に亘り庁務を担わせていただきました。この間、高麗澄雄様・薗田稔様・中山高嶺様三代の庁長をはじめ役職員、本県内の神職並びに総代の皆様に大変お世話になり、心から感謝申し上げます。

これまでの、神社庁での二十年を振り返りますと様々なことが思い出されます。日常業務においては、承認事務をはじめ神社を取巻く相談や苦情処理、研修、諸会議の進行、総代会、神道政治連盟や宗教連盟他関係団体との連携などに携わってきました。その他、東日本大震災、神宮式年遷宮、新庁舎建設、支部再編等、自分なりに精一杯取組んできたつもりではあります。

昭和五十三年、神職の道を志し、斯界に入って今年四十年を迎え、この間、神々のご加護は固より、この道の師や兄と仰ぐ多くの人に恵まれ、大過なく務めることができました。

これからは、恩返しの気持ちで神明奉仕に努める所存にございます。ありがとうございました。

神社庁事務局長に就任して

神社庁事務局長　武田　淳

去る平成三十年七月十六日付にて、埼玉県神社庁事務局長を拝命致しました。神社本庁で四年、埼玉県神社庁へ来て十年が経過し、前原利雄前参事の箭弓稲荷神社宮司転任に伴い、急遽就任の運びとなりました。あまりの重責に色々と不安はありますが、精一杯職務を全うしたいと考えております。

昨今、神社界は難しい問題を多く抱えています。神宮大麻の減体や過疎化など神社の存続に関わることばかりです。これらに対応すべく、適切な施策を考えて参りたいと存じます。また神社庁の運営につきましても、多くの課題があります。宗教法人化や諸規程の整備など改善や検討を要するものばかりです。

私は以前から神社本庁・神社庁は「斯界におけるサービスマンである」と考え、日々業務を行っております。何かお困りの事がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

私を始め、職員全員各神社の興隆・発展の為にという想いで業務をしております。至らぬ点も多々あるかと思いますが、神社庁に対しまして皆様の建設的なご意見をお寄せ戴き、より良い神社界にする為にも、ご指導ご鞭撻を賜りたく、謹んでお願い申し上げます。

畏友誄讃 ― 河野雪雄大人命を偲ぶ

秩父神社宮司　薗田　稔

人生百歳が世評に上る時代とはいえ、かねて道の先達とも慕う畏友をまた一人喪うことになった。享年九十一歳の河野雪雄大人である。世間並みにはご長寿の全うとは言えようが、かくいう小職も老齢の身であるから個人的には哀惜に耐えない。

敢えて斯道の先達と称える理由は、故人が由緒ある玉敷神社累代の社家を継ぐべく大企業の幹部職を捨てて神職の道を選び、その卓抜な見識を発揮して神社の護持発展に尽くすばかりか、本県神社庁にあって教化委員会委員長から副庁長の要職を勤められるなど、その功績は数知れないからである。

なかでも故人の斯界に尽くされた無上のご貢献は、私見ながら故人が後半生をもって社家を守り尽くしたご生涯にあると思う。

申すまでもなく故人は近代国学の大家、河野省三先生の四男として昭和三年六月に生を享けられ、当時昭和天皇の践祚大嘗祭を迎える年を祝して悠紀大嘗に因み、雪雄と名づけられたと伺う。なにやら平成の御代替わりに来年秋の大嘗祭を控えて宿命をも思わせる。ご長兄の道雄宮司が昭和六十三年三月に退職されて後、既にご次男の國男氏は他家を継がれ、ご三男の健雄氏は戦死されての上で社家断絶の危急を痛感されての敢然たる半生の選択である。

同年四月に玉敷神社宮司に着任されて以来二十八年の社家奉仕の後、平成二十六年七月に首尾よく宮司職をご子息健明氏に譲られながら思いも寄らぬ同氏の急逝というご不幸に遭われたものの、幸いにご長女の宮内由紀子氏が神職の資格を取られ、ご主人の勝氏と共に今は立派に玉敷神社の宮司を継ぎ、「平成の大改修」と銘打ってご社頭の整備を進めておられる様子には、さぞかし故人の御霊は安らかに見守られておられると拝察する。

激動の世に家職を全うされた生き様に深く敬意を表したい。

故　河野雪雄氏略歴

昭和三年六月二十八日生
昭和二十年四月　海軍兵学校入校
昭和二十二年四月　旧制埼玉県立浦和高等学校入学
昭和二十五年四月　東京大学工学部精密工学科入学
昭和二十八年三月　東京大学工学部精密工学科卒業
昭和二十八年四月　東洋レーヨン株式会社入社
昭和五十八年七月　東レ株式会社石川工場　工場長就任
昭和六十二年三月　東レ株式会社退社
昭和六十三年四月　玉敷神社宮司就任
平成元年四月　埼玉県神社庁教化委員会委員選任
平成三年四月　埼玉県神社庁四十五年誌編集委員編集主任
平成四年二月　埼玉県神社庁協議員選任
平成四年四月　埼玉県神社庁教化委員会委員長選任
平成七年四月　埼玉県神社庁北埼玉支部長選任
平成八年三月　埼玉県神社庁副庁長選任
平成十年四月　神社本庁評議委員選任
平成十年七月　関東地区教化講師選任
平成十三年十月　本庁負担金賦課制度等財政調査委員会副委員長選任
平成十三年十二月　神宮評議員・伊勢神宮崇敬会評議員委嘱
平成十五年四月　神職身分二級
平成二十二年四月　埼玉県神社庁顧問委嘱
神職身分二級上
平成二十六年六月　玉敷神社宮司　退任
平成二十八年九月　紺綬褒章　受章
平成三十年八月七日帰幽　享年九十一歳

庁務日誌抄

7・27　事業部会（嶋田班）　於　神社庁
7・27～30　神社庁祭式指導者養成研修会　宮本修・大澤宣彦受講　於　神宮道場
7・31　過疎地域神社活性化推進委員会　第二回現地実態調査　於　東秩父村
8・1　神社庁月次祭　於　神社庁
武蔵一宮氷川神社例祭　中山庁長他参列　於　大宮・氷川神社
8・3　祭式講師打合せ会　於　神社庁
庁報編集会議　於　神社庁
8・6　神社庁役員会　於　神社庁
8・6～8　初任神職研修　十一名受講　於　神社庁
8・9　研修部会（恩田班）　於　神社庁
8・10　「神主さんを学ぼう！」　六十二名参加　於　神社庁
8・15　埼玉県護國神社みたま祭り　各支部からの奉賛金を奉納　竹本・押田副庁長参列　於　埼玉県護國神社
8・17　事業部会（嶋田班）　於　神社庁
8・18　クラブツーリズム「一日学校」　四十九名参加　於　大宮・氷川神社、神社庁
8・19　クラブツーリズム「一日学校」　二十二名参加　於　大宮・氷川神社、神社庁
8・20　過疎地域神社活性化推進委員会　第三回現地実態調査　於　東秩父村
研修部会（中山班）　於　神社庁
事業部会（新渡戸班）　於　国大
8・22　「天皇陛下御即位三十年奉祝感謝埼玉県民の集い」　第一回準備会　於　神社庁
8・23　総代研修会　百五十四名参加　於　秩父神社
8・24　神社本庁教学研究大会　武田参加　於　本庁
8・29　教化広報部会（宮本班）　於　神社庁
8・30　別表神社懇談会　武田参加　於　秩父茶屋
8・31　祭式研修会（初任神職研修「祭式部門」併設）　三十七名受講　於　箭弓稲荷神社
9・1　クラブツーリズム「一日学校」　二十七名参加　於　大宮・氷川神社、神社庁
9・2　クラブツーリズム「一日学校」　三十一名参加　於　大宮・氷川神社、神社庁
9・3　神社庁月次祭　於　神社庁
神社庁規程改正検討委員会　於　神社庁
研修部会（恩田班）　於　神社庁
9・4　雅楽普及研修会　十四名受講　於　神社庁
9・7　過疎地域神社活性化推進委員会　於　神社庁
神社庁臨時役員会　於　神社庁
9・10～11　関東甲信越静地区宗教法人研修会　武田・茂木出席　於　浦和
9・11～12　教化研修会（神青会神道行法錬成研修会）　六十二名受講　於　三峯神社
9・13　埼玉県宗教連盟講演会　講師・武田事務局長　於　神社庁
9・14　祭式講師打合せ会　於　神社庁
9・16～18　神宮大麻暦頒布始祭他諸会議　中山庁長・松岡比企支部長・岡部憲夫宮司・武田事務局長出席　於　神宮
9・18　事業部会（嶋田班）　於　神社庁
9・20　教化広報部会（宮本班）　於　神社庁
9・21　「天皇陛下御即位三十年奉祝感謝埼玉県民の集い」　第二回実行委員会　於　神社庁
9・25～26　第五十四回全国神社総代会大会（熊本）　庁長・大野会長・武田事務局長・茂木主事補出席　於　市民会館シアーズホーム夢ホール
9・27　神職総会　百六十二名出席　さきたま支部当番　於　神社庁・清水園
9・28　宮司任命辞令交付式　於　神社庁
10・1　神社庁月次祭　於　神社庁
10・2　研修部会（恩田班）　於　神社庁
10・4　庁報編集会議　於　神社庁
研修部会（中山班）　於　神社庁
10・5　正副庁長会・神社庁役員会・本宗奉賛委員会・神宮大麻暦頒布始祭　於　神社庁
10・10　事業部会（新渡戸班）　於　神社庁
10・12　神社庁規程改正検討委員会　於　神社庁

任免辞令

任

7・15　栗原　真彰　本　物部天神社　國謂地祇神社　天満天神社禰宜　（入間西）
8・2　松岡　崇　兼　菅谷神社宮司　（比　企）
8・26　前原　利雄　本　箭弓稲荷神社他十九社宮司　（比　企）
9・15　嶺　勝美　本　八幡神社他一社宮司　（入間西）
9・15　成田　稔　本　姫宮神社他二十三社宮司　（埼玉東）
10・1　伊藤　雅浩　本　尾崎神社権禰宜　（入間東）
10・1　前原　利雄　兼　唐子神社他六社宮司　（比　企）
10・1　小林　真弓　本　淡洲神社他十五社宮司　（比　企）
10・1　髙橋　理沙　本　出雲乃伊波比神社禰宜　（大里児玉）
10・1　髙橋　信和　兼　八幡神社権禰宜　（埼玉東）

本務替

9・1　中原　和弥　新　松山神社禰宜　（比　企）
旧　鹿島神社禰宜　（山形県）

免

6・30　中西　大　本　氷川神社権禰宜　（入間東）
8・1　設楽　晴男　兼　菅谷神社宮司　（比　企）
8・15　菅生　晋平　本　鷲宮神社権禰宜　（さきたま）
髙橋　信和　兼　埼玉県神社庁主事　（神社庁）
8・25　吉田　弘　本　箭弓稲荷神社他二十三社宮司　（比　企）

帰幽

7・13　姫宮神社宮司　成田　良夫　（埼玉東）（七月十三日　享年九十二歳）
8・4　八幡神社宮司　嶺　崇　（入間西）（八月四日　享年九十歳）
9・13　天神社禰宜　金子　稔　（入間西）（九月十三日　享年四十七歳）
9・22　大宮住吉神社宮司　勝呂　稔　（入間東）（九月二十二日　享年八十七歳）

告知

新年互礼会開催のお知らせ

期　日　平成三十一年一月十八日（金・赤口）
会　場　大宮「清水園」
氷川神社正式参拝　午後十二時三十分より
新年互礼会　午後一時三十分より

奉仕体験「神主さんを学ぼう！」報告

嶋田　土支彦

八月十日、神社庁と武蔵一宮氷川神社を会場に、神職子弟対象の教化活動「神主さんを学ぼう！」を開催致しました。

昨年度は、プレ事業として教化委員の子弟を対象に、伊奈町の氷川神社（関山知壱宮司）で開催し、今年度は、県内神職子弟を対象としました。

神社経営問題と後継者問題を考えた時に、神職の役職などは違えども、家族の協力と理解がなければ、奉仕に専念出来ないと考え、生業としている神明奉仕への理解を深めてもらいたいと思いました。また、子供達へは、奉仕体験を通じて、「お宮の子」であるという自覚を促したり、また、斯界の同志として、将来へと繋がる仲間作りや、交流をしてもらいたいと考え、企画致しました。

当日は、台風一過の青空の下、神職・夫人・子弟（高校生、中学生、小学生、園児）合わせて六十二名に参加頂きました。

受付を済ませ、神社庁にて開会式を行いました。山田禎久教化委員長に挨拶を頂き、日程説明の後に、全員で集合写真を撮り、小学生以下のグループと、中学生・高校生のグループの二つに分かれました。

午前中、小学生グループは、氷川神社の職員の方にお願いし、境内社の説明、手水舎での作法、参拝作法を学び、境内散策と参拝を行いました。その後、教化広報部の宮本洋平班長に語り部をお願いし、デジタルの神話紙芝居を観賞しました。観賞後、絵馬の色付けを行いました。

神話紙芝居

中高生の氷川神社参拝

中高生グループは、白衣袴を着け、狩衣の着装を行いました。普段、着慣れている高校生や、少し緊張した面持ちでいた中学生も見受けられました。その後、氷川神社の職員の方にお願いし、拝殿に向かう間、氷川神社の歴史等の説明を受け、参拝致しました。神社庁に戻り、祓詞の浄書体験をして、午前中は終了となりました。

昼食の際には、食前食後の感謝の言葉について説明を行い、参加者で唱和をしてから頂きました。食後、子供たちは庁舎前にて、スイカ割をして楽しんだり、カキ氷を食べながら話をしたりと、交流を深めていました。

この間、女子神職・神職夫人計十一名（司会・栗原迪子班員）で、「女性から見た神職という職業、神社」をテーマに交流座談会を行いました。女子神職・兼業・専業主婦と、それぞれの立場から考える神社の経営についての話を聞くことが出来、家庭ごとに様々な神社への関わり方があり、家族の協力、支えがあってこそと感じられる内容でした。

午後からは、小学生グループと中高生グループが一緒になり、座礼での参拝作法や神饌について学び、その後、事業部の新渡戸常英班長と松岡宏聡副班長、神青会の渡邊昌紀理事による雅楽演奏が行われました。新渡戸班長から、雅楽の歴史と楽器の説明をして頂き、音色にご婦人方も、聴き入っていました。

最後に、原泰明教化副委員長に斎主を務めて頂き、模擬祭典を神社庁神殿で行いました。中高生は、祭員として修祓の際、浄書をした祓詞を原副委員長に合わせて奏上しました。先程習った座礼で奉仕を致しました。玉串拝礼では、奏楽の中、中高生は斎主に合わせて拝礼、他の参加者は、山田委員長に合わせて拝礼しました。

模擬祭典終了後、閉会式を行い、山田委員長より総括を頂き、奉仕体験は終了となりました。

今回開催致しました神職子弟対象の事業は、前年度にプレ事業を行ったとはいえ、初の試みで、不備不足は多々あったと思いますが、新たな一歩は踏み出せたような気が致します。

今後も継続して、将来の同志、仲間作り、交流の場を設けることが出来れば幸いです。

（教化委員会事業部班長）

境内散策

着　装

食前感謝

祓詞浄書

絵馬作成

体験・祭典

雅楽鑑賞

神饌について